

令和5年度第1回 東京都北区自立支援協議会議事要旨	
日 時	令和5年7月11日（火）午後2時～午後4時6分
場 所	北区役所第一庁舎 4階 第二委員会室
出席者 (敬称略・順不同)	〔出席委員〕 川村匡由（会長）、吉田光爾、中村恵子、大八木剛、遠藤吉博、下田加代子、吉田耕一、古場亜希、田村優果、横手美幸、井上良子、山村利則、小田政利（副会長）、田中佐季、橋爪英章、平原優美、東慎治、横山雅之、ふるたしのぶ、本田正則、村野重成、長嶋和宏、宮崎修一 〔欠席委員〕 小宮榮次、松田健、小野寺肇、多田修、飯野加代子、千嶋佳子
次 第	1 開会 2 新任委員の紹介 3 議事 （1）令和4年度専門部会活動報告及び令和5年度専門部会委員名簿等について （2）北区障害者計画等の進捗状況について （3）第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の策定について （4）地域生活支援拠点等の整備状況について （5）連絡事項 4 閉会
資 料	● 次第 ● 資料1 令和5年度 東京都北区自立支援協議会委員名簿 ● 資料2 東京都北区自立支援協議会について ● 資料3 東京都北区自立支援協議会 令和4年度専門部会活動報告 ● 資料4 令和5年度東京都北区自立支援協議会 専門部会委員名簿等について ● 資料5 「北区障害者計画2021」進捗状況調査結果 ● 資料6 第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画 成果目標の達成状況 ● 資料7 第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画 活動指標の令和4年度実績 ● 資料8 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の策定について ● 資料9 計画策定における基本的な考え方 ● 資料10 地域生活支援拠点等の整備状況について
参考資料	● 参考資料1 東京都北区自立支援協議会設置要綱 ● 参考資料2 東京都自立支援協議会の公開に関する内規 ● 参考資料3 令和5年度 北区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）構築推進のためのロードマップ ● 参考資料4 令和4年度 北区における障害者虐待の状況 ● 参考資料5 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針

要 旨	
1 開会、2 新任委員の紹介	
事務局	それでは、定刻を過ぎましたので、東京都北区自立支援協議会を開催させていただきます。皆様、本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。改めまして、事務局を担当いたします、障害福祉課長の田名邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、初めに、新任委員4名のご紹介をさせていただきます。資料1の名簿も併せてご覧ください。 1人目といたしまして、北区民生委員児童委員協議会の山村利則様でございます。どうぞよろしくお願いいたします
委員	北区民生委員児童委員の山村でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	2人目、北区議会議員、健康福祉委員会委員長、ふるたしのぶ様でございます。
委員	ふるたです。よろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、同じく健康福祉委員会副委員長、本田正則様でございます。
委員	本田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、子ども家庭支援センター所長の千嶋佳子様でございますが、本日別の公務で欠席のため、所長補佐の澤登久也様に代理出席をお願いしてございます。どうぞよろしくお願いいたします。
委員代理	よろしくお願いいたします。
事務局	欠席委員のご連絡でございますが、本日は所用のため、北区医師会の松田委員、王子公共職業安定所の多田委員、北区手をつなぐ親愛の会の小宮委員、北区社会福祉協議会の飯野委員、都立王子特別支援学校の小野寺委員、以上5名の委員の皆様から欠席のご連絡を受けてございます。 続きまして、資料2をご用意いただけますでしょうか。本協議会の体系のご説明をさせていただきます。障害者、障害児を含みます障害者の方への支援体制を整備するとともに、障害者に関する施策の総合的かつ効果的な施策の推進を図るため、東京都北区自立支援協議会設置要綱、これは本日参考資料1で配付させていただいておりますが、この要綱に基づいて自立支援協議会は設置をされてございます。障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法に規定されている協議会の性格を併せ持つものでありまして、協議事項につきましては、障害者の支援体制に関する課題の検討、北区障害者計画等の改定、計画の進捗状況の把握及び評価などとなっております。また、この資料の下の部分に、専門部会をお示ししてございます。協議事項について調査・研究を行うため、現在五つの専門部会、左から相談支援部会、地域生活部会、権利擁護部会、就労支援部会、医療的ケア児・者支援部会を置

	いてございます。なお、本協議会につきましては、運営に支障がない限り、公開となっております。議事録につきましては、事務局におきまして発言の要旨を作成し、後日委員の皆様にご確認いただいた上で、北区のホームページに掲載をさせていただきます。少し長くなりましたが、概要を説明させていただきました。 それでは、初めに会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたしますします。
会長	皆様、こんにちは。武蔵野大学の川村匡由といいます。専門は社会保障、社会福祉ですけれども、最近は防災福祉も少し勉強させてもらっています。 北区との関わりは20年以上前になりますが、赤羽文化センターの生涯学習センターで研修講師をさせていただいて以来、地域保健福祉計画、あるいは介護保険事業計画、それから総合計画、さらに北区の社会福祉協議会でいえば、現在、成年後見制度推進委員会、こちらのほうも関わらせていただいております。 ご案内のように、先週から今週、西日本豪雨ということで、梅雨明け直前の傾向かと思うんですが、ここ関東地方は本当に猛暑で、この北区も非常に暑くて、皆様、お暑い中、本当にお集まりいただいて、本当にありがとうございます。今年度もひとつよろしくお願いします。
事務局	では、ここからの議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
3 議事	
(1) 令和4年度専門部会活動報告及び令和5年度専門部会委員名簿等について	
会長	それでは皆様、限られた時間ですけれども、事務局が用意された議事に従って始めさせていただきたいと思います。 まず、(1) 令和4年度専門部会活動報告及び令和5年度専門部会委員名簿などについて、事務局からご説明をお願いします。
事務局	では、資料3につきまして、事務局からご説明をさせていただきます。 先ほど、五つの専門部会を置いているとご説明させていただきましたが、令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みまして、ウェブ開催の方法も取り入れるなど、工夫をして実施したところでございますけれども、コロナ前に比べまして活動回数が少なくなっているといった状況でございます。 資料の7ページに書かれている「1 相談支援部会」からご説明をさせていただきます。横手部会長をはじめとしまして、10名の委員構成となっております。 検討内容としては大きく二つ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」、これに関しては「にも包括」と呼んでおりますので、以降「にも包括」と略して述べさせていただきますが、この「にも包括」と「相談支援体制の整備」と

いう検討内容となっております。8ページの検討内容の①、「にも包括」でございますが、北区では令和3年度から協議の場を設置しておりまして、これまでの取組について情報共有を行いました。この「にも包括」につきましては、後の議題のほうで、令和4年度の取組などについて説明をさせていただきます。また、二つ目の「相談支援体制」につきましては、北区では現行、王子・赤羽の障害相談係、滝野川地域障害者相談支援センター、基幹相談支援センター、障害者地域活動支援室「支援センターきらきら」の5か所で相談支援を行っているところでございますけれども、こちらの現状について情報共有を行ったところでございます。

続きまして9ページ、「2 地域生活部会」でございます。井上部会長をはじめ、12名の委員構成となっております。検討内容のところでございますが、令和4年度は緊急一時保護と施設入所支援の現状と課題について、情報共有、意見交換を実施しているところでございます。

続きまして10ページ、「3 権利擁護部会」でございます。こちらは吉田部会長をはじめ、10名の委員構成となっております。北区では例年、高齢福祉課と障害福祉課共同で実施をしております「虐待防止啓発講演会」に、部会委員の皆様に参加していただいている状況でございます。

続きまして、11ページ、「4 就労支援部会」につきましては、横山部会長をはじめ、10名の委員構成となっております。北区とハローワーク王子との共催によりまして、障害者の一般就労雇用の促進を図るため、就労支援フェアを実施してございますが、その内容の検討と実施を行ってございます。令和4年度の就労支援フェアにつきましては、11月18日に北とぴあで開催いたしまして、内容については、その次の12ページの上段に記載がございまして、講演会、相談コーナー、面接会を実施してございます。

最後に、13ページの「5 医療的ケア児・者支援部会」でございます。こちらは川村部会長をはじめまして、14名の委員構成となっております。部会につきましては、1月に開催いたしまして、(2)活動状況の主な検討内容にございまして、東京都が実施をいたしました医療的ケア児（者）実態調査の内容について、それから東京都医療的ケア児支援センター、こちらは昨年9月に開設されておりますけれども、そちらの施設の紹介、それから北区医療的ケア児者実態把握調査、それから区域の学校、保育園での医療的ケア児受入状況等について、情報共有を行ったところでございます。

続きまして、資料4、専門部会委員名簿でございます。障害福祉課におきまして、五つの各専門部会についての委員名簿の案を作成いたしました。ご覧いただきますと、氏名欄で氏名の記載のあるところで網かけが濃くなっている箇所が新しい委員

	でございます。各部会におきまして、部会長と庶務担当を中心に、障害福祉課にも適宜ご相談いただき、検討するテーマや日時を決めて、活動をしていただきたいと思います。部会長、部会委員の皆様におかれましては、引き続きご協力をお願いできればと存じます。大変雑駁ではございますが、資料３と４のご説明は以上です。
会長	ありがとうございました。五つの部会の今までの活動内容と、各部会での委員の皆様のご意見がこういうものがあったということのご説明がございました。 全体を通じて、何かご意見ありますか。五つの部会がありますから、それぞれの部会ごとでも結構です。また同時に五つの部会の部会長さんですね、コメントで追加するものがあれば、併せてお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
委員	地域生活部会のほうで、９ページで今ご報告いただきました、(４)の検討内容に「緊急一時保護と施設入所支援の現状と課題」ということで記載されていますが、地域でのいろいろな難しい状況の方たちがお困りになっているのを感じるんですが、緊急一時保護の実態について教えていただけますでしょうか。
会長	それでは、とりあえず事務局、お願いします。
事務局	緊急一時保護の実態でございますけれども、北区内の短期入所施設が６か所、７か所ぐらいあったと思います。短期入所は障害福祉サービスとして実施しているものですが、それ以外に、区の単独事業として、緊急一時保護を実施してございます。ただ、やはり現状、決して足りているという状況ではないということは、私ども、認識をしてございます。地域生活部会でも、そういった話があったというふうに認識をしてございます。実際に地域生活部会であった意見といたしましては、緊急一時保護について、親亡き後の生活のイメージがなかなかつかない方もいらっしゃるので、緊急一時保護になる前の体験の場が欲しいというような、そういったご意見をいただいたというふうに伺っているところでございます。以上です。
会長	ただいまの事務局のご説明ですが、部会長、いかがですか。
委員	実際に、北区の中で緊急一時保護、ショートステイの数などの現状と、それから入所施設がないということで、２３区の中でもないところが珍しいのが現状で、そこら辺を、昨年度は皆さんで情報共有と意見交換をしていました。ただ施設に関しては、建てるというお話を伺っているので、今後は期待できるのかなというところと、ショートステイも、やはり医療的ケアのある方や、重度重複の肢体不自由の方はなかなか受入先が見つからないというのが現状です。ショートステイに関しては、やはり北区では７日間、３泊というところですが、なかなか希望どおりに取れないということ、数が足りないという現状を見て、今後どういうふうにしていくべきかというようなお話をさせていただきました。以上です。
会長	よろしいですか。どうぞ。

委員	今、お話があったように、施設が足りないということがあって、そうすると施設の充実等についてはどうなっているんだろうかとかいうのが一つ。 入所施設については、区長が所信で表明されていて、かなり大きな話題にはなっておりますので、これについては今日どこかで議論できるのか、基本計画等にも載せるというふうに、たしか書いてあったと思いますので、どういうふうな段取りというか、テンポで動くのかと。「入所施設ができる」だけでは、足りない状況がクリアできないし、地域に必要だということを考えたときに、緊急一時に入れる場所というのを、例えば地域配分とか、それから全体数、そういう構想というのはどこで議論されるのかなというのを教えていただければ幸いです。
会長	ご案内のように区長さんが新しく変わりまして、皆さんの期待も多いかと思えますね。今のご質問ですけど、事務局ではどんな受け止め方をされているのでしょうか。
事務局	入所施設に関しては、今お話のあったとおり、区長の所信表明に、区内初の入所施設整備ということで入っているところです。まずは、適地となる場所の確保というところが最大の課題なのかなと思いますけれども、場所以外にも、大規模の入所施設を運営するだけの財務的な体力のある法人、それから人材育成、人材確保ができる法人、そういった法人を見つけるということが非常に大事だと思っておりますので、そのような観点から、今後、検討していきたいと思っております。 皆様のご意見に関しては、実質的には地域生活部会などで意見を出していただいて、自立支援協議会の中でご意見を吸い上げるというような、そんなイメージかなというふうに思っております。以上です。
会長	よろしいですか。追加でどうぞ。
委員	そうなってくると、不足の量とか、入所施設だけでは吸い込み切れないと思いますので、それ以外のところでの緊急一時保護を実施できる場所の確保等について、量とか場所とか、今出ている法人とか、かなり詳細なものが出てこない、簡単には整備できないんじゃないかなという気がするんですが、この辺りについては、かなり大きな課題になっているということでしょうか。
会長	事務局、いかがでしょうか。
事務局	緊急一時保護につきましても、当然、入所施設ができれば、短期入所と緊急一時保護ができる機能を付加するという、そういう流れかなと思っております。ただ、具体的に床数がどれぐらいなのかとか、そういったところについては、今後の検討になっていくかというふうに思っております。
会長	どうぞ。

委員	結局、緊急一時保護ができる施設が、今ある施設と、それから構想されている入所施設とのギャップですね。必要量とのギャップとか、それから地域配分等々との兼ね合い、この辺りが結構大事になってくるのかなと。多分、入所施設だけでは吸い込み切れないような状況にあるのかどうかというところも、私もよく分かりませんですけどね。緊急一時保護施設の過不足というのが、どんなふうを考えれば分かるものなのかなというのが、いまいち見えないものですから。もう少し、どこかで分かりやすいようにしていただければありがたいなと思ってございます。
会長	いかがでしょうか、事務局。
事務局	入所施設、それからグループホームといったところは、入居の場、お住まいの場というところで、緊急一時保護は短期入所、本当に緊急の場合の一時的なお住まいということなので、そこは直接リンクしないのかなというふうに思っております。緊急一時保護の過不足といった点については、当然、北区の活動指標というようなものと施設数との突合をして、どれだけ不足しているのかといったような検討は、当然することになると思っておりますので、そこはしっかりやっていきたいと思っております。
会長	よろしいですか。そのほか、全体についてでも構いませんので、何かありましたらお願いします。どうぞ。
委員	私はこの地域生活部会に所属しているわけなんですけれども、よく分からないことがございますので、質問させていただきます。障害者の入所施設に関しては、北区でも造るということで、昨年度、議会でも採択されたということで、大変私も喜んでいますが、実際に進捗状況を伺うと、先ほどお話があったように、土地の問題とかもろもろの問題があって、なかなか進んでいるような様子を伺い知れないところでございます。実際にこの事業というか、この計画を推進していく中心になるのは、どこなんですか。障害福祉課が進めていかれるんですか。例えば、設置委員会とか設置検討委員会とか、そういうものがあって、その人たちで実態調査などをしながら、いろいろな施設をめぐったりして検討しながら計画を立てていくというように進んでいくのでしょうか。そういう中心になる部署はどこになっているのでしょうか。教えていただきたいと思います。
会長	事務局、どうぞ。
事務局	障害者の入所施設整備については、間違いなく障害福祉課が中心になるかと考えております。地域のことですとか、すごく大きな事業になりますので、関係部署との連携というのは欠かせないものになりますが、中心は障害福祉課でやるということは間違いなくと思っています。かなり大きい事業となりますので、障害福祉課で区長の所信表明を受けてすぐ事業を開始するというよりは、北区の基本計画にし

	っかり位置づけて、そこから本格的な検討の開始というふうに考えているところでございますので、今年度につきましては、事前準備という形で、所管課としては、いろいろ調査というか、研究などしていくんですけれども、対外的な意味では、北区基本計画、来年度から新しい計画が始まりますけれども、ここに位置づけて本格的に進めていくと、そういう流れになるというふうに認識をしてございます。
会長	よろしいですか。
委員	障害福祉課の職員の皆様も、日常業務も大変お忙しいというふうに伺っております。それにプラス、この大事業を担うわけですから、本当に大変になってくると思うんですが、これを専門的に行う設置委員会とか設置検討委員会とか、そういうものを各部署、関係部署の担当者が集って、また、私どもとか、こういう当事者団体の代表も加わって今後検討していくというような、そういうものはお考えではないんでしょうか。
会長	事務局、いかがですか。
事務局	現段階では、そういった専門の委員会というところはイメージしていないところでは。ご要望に関しては、自立支援協議会とか専門部会の皆様のご意見を吸い上げさせていただいて、後は障害福祉課が中心となって、ほかの課と連携を取って進めていくのが基本かなと思っておりますけれども、その辺りは、ほかの自治体の取組なども参考に、いろいろ工夫してやっていきたいと思っております。
委員	ありがとうございます。都内でも最後にできる施設かもしれないものですから、一番よいものをぜひつくっていただけるようお願いしたいと思います。 それから先ほどのお話で、緊急一時のお話が出ましたけれども、入所施設は直接関係ないとは思いますが、緊急一時というのは本当に緊急な場合ですので、24時間365日対応していただけるものがなくては困るんですね。週末とか年末年始とか、「お休みです」、「今は受け付けません」というようなことでは困るんです。それで、誰でも困ったときにアクセスできるような仕組みがないと困るので、そういう仕組みづくりも含めて、今後ご検討していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	前区長におかれては、「子育てするなら北区が一番」、それから「長生きするなら北区が一番」というプロジェクトチームを立ち上げておられたんですけど、障害者のことについては、「障害者福祉なら北区が一番」、「障害者福祉も北区が一番」と、新しい区長にもなったわけですから期待したいと思いますし、我々全員で見守っていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 そのほかではいかがでしょうか。どうぞ。

委員	地域生活部会で今年度、施設を建てるに当たっての部会を頻繁に開いていこうと思っています。施設をつくればいいわけじゃなくて、中身が問題で、ここにいらっしゃる方たちも、いろいろな障害種別がいらっしゃるって、誰のためのどういう施設をつくるのか、親のためにつくるわけではないので、ご本人たちの施設を、どういうものかいいのかというところが一番大事なかなと思っています。多分、全員が納得する施設はできないと思いますし、どのぐらいの規模のものがどのぐらいあったらいいのかとか、どういう内容の施設をつくりたいと思っているのかというところを、今年度の部会では中心に話して行って、それを障害福祉課さんのほうに意見として上げていけたらなと思っていますので、皆さんのほうからも、もしご意見があったら、部会のほうに寄せていただければと思っています。 ちなみに、今年度は1回目として、板橋区の志村にあります東京聴覚障害者支援センターという、昭和40年にできた入所施設を見学しました。盲聾の方もいらっしゃる施設でした。北区として、どういう内容の施設をつくるのが今の段階でのベストなのかを、部会としては検討していきたいと考えています。以上です。
会長	部会長直々の決意表明と私は受け止めました。ぜひ地域生活部会でご意見いただいて、事務局と、また、この自立支援協議会でも報告していただきながら、ステップアップできるかと思いますので、よろしくお願いします。 そのほかいかがでしょうか。どうぞ。
委員	私も地域生活部会です。このたび新区長が誕生して、所信表明で入所施設というのを取り上げてくださったので、これはすごいことだなと。今、行政のほうから、地域生活部会がその中の議論をという話をいただいたのも、すごいことだなと。そうすると、私たちの地域生活部会で、今、部会長がおっしゃったように、いろいろなところを見学しながら。入所施設は本当にお母さん方の思いの詰まったものであるし、長年、北区にはどうしてないのかねということは、ずっと願っていたわけですので。ここは本当に、ただ「採択されました」、「場所はなかなか厳しいです」、「法人もなかなか厳しいです」と言いながら、ずっとまた時が流れていくようなことがあってはならないと思いますので、しっかりと皆さんで思いを一つにして、「最後だったけどすばらしい入所施設ができたね」と言えるものを、何としてもつくってきたいなと。そんな思いで先日、区長のところに表敬訪問させていただいて、区長自らも、「何としても新しい、ロボットとかも考えながら」というお話もいただきまして、最先端の施設ができれば、こんなすばらしいことはないなと、大きな夢が膨らんだ次第で帰ってまいりました。ですから、この点に関しては、どうか妥協しながらも進めていくということ、今日参加の皆様とともに、一つ前進させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会長	そういう意味では、新しい区長さんだけでなく、今日は区議会議員さんがお二人見えていますので、ぜひ議会の中でも、この自立支援協議会の意見交換等もご議論いただければと思います。よろしくお願いします。 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。
委員	地域生活の入所を進めていくというところで、ふだん学校のほうでも、日中の活動というところで、卒業後の施設というところもあるんですけども、その橋渡しを担っている相談支援事業所、そういったところの障害児の計画相談というところの数がまだまだ少ない。施設ができたときに安心して相談できるところが、私たちの学校の生活を成り立たせるためにも、いつも連携させていただいているので、そういったところも併せて整えていただけるとありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、人工呼吸器の在り方とか、地域生活というところが、どういうふうに安心で、皆さんで活動できるのかというところも一緒に考えさせていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。
会長	今のコメントについて、事務局、何かご意見ありましたらお伺いしたいんですが、よろしいですか。お願いします。
事務局	相談支援事業所の数につきましては、決して充足している状況ではないというのは認識しているところです。ただ、民間の方頼みというところがありますので、整備誘導ですとか、相談支援事業所がたくさんある自治体の取組なども参考に、できるだけ多く事業所があるような状況に、北区としてもしていきたいというふうに思っております。以上です。
会長	ありがとうございました。そのほか、よろしいですか。 では、議題の2に移りたいと思います。北区障害者計画等の進捗状況についてということで、事務局、ご説明をお願いします。
(2) 北区障害者計画等の進捗状況について	
事務局	それでは、まず資料5についてご説明をさせていただきます。 北区の現行計画では、「北区障害者計画2021」というものがございまして、こちらは6年に一度策定する計画でございまして、直近では令和3年3月に策定をしておりますが、その計画の中で、この資料5にお示しをしている、三つの基本目標に係る各施策目標、それを展開するための100以上の事業を、この資料5の中で掲載してございます。北区の障害者福祉施策を網羅するものとなっておりまして、庁内の様々な課が担当しておりますけれども、量が膨大ということもございまして、本日は障害福祉課が担当しているもののうち、五つの事業をピックアップして、ご説明させていただければと思います。 まず、一つ目は、24ページの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの

構築」でございます。令和４年度の実績といたしましては、年３回の協議の場を開催いたしました。保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催いたしまして、それから、精神障害のある方を、当事者の視点を持って支援していただくピアサポーターの養成と、ピアサポーター活動の検討に着手をしたところでございます。また、都内の精神科病院への実態調査のほか、社会資源を紹介するリーフレットも作成をしております。この事業につきましては、本日ご出席いただいております東洋大学の吉田先生に、令和５年度以降も引き続きご協力をいただきまして、ピアサポーター活動の実施に向けた検討を行ってまいります。本日は、参考資料３といたしまして、この「にも包括」の令和５年度のロードマップをご用意しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

二つ目は３９ページをお願いいたします。上段、「児童発達支援事業所の整備」でございます。令和４年度の実績のところでございますが、「てらびあぽけっと」、「みらいキッズ」、それから「キッズタウンぱれっと」の３か所が開設しておりますが、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の開設はなかったということでございましたので、引き続き整備誘導に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、４５ページの下段のところ、「放課後等デイサービスの整備」でございます。令和４年度実績でございますが、こちら「キッズタウンぱれっと」１か所が開設しておりますけれども、先ほどの児童発達支援事業所と同様に、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の開設はなかったことから、引き続き整備誘導に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、５０ページの上段、「障害者グループホームの整備」でございます。令和４年度につきましては、８か所が区内に開設しておりますが、重度障害者を対象としたグループホームは依然として不足しておりますので、公有地の活用という手法も視野に入れまして、引き続きグループホームの整備誘導を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、五つ目、同じページの下段の「入所施設の整備検討」。先ほどもお話をいただきました、昨年度の区議会におきまして、区内に入所施設整備を求める陳情が採択されたことも踏まえまして、北区基本計画２０２４の中で計画事業に位置づけるなど、本格的な検討を行ってまいりたいと存じます。

では、資料５の説明は以上でございます。

続いて、資料６及び資料７の、第６期北区障害福祉計画・第２期北区障害児福祉計画の進捗状況について、説明させていただきます。

資料６ですが、こちらは成果目標の達成状況ということで、令和５年度を目標年度として、七つの成果目標を設定していますが、本日は、令和４年度末時点の進捗

状況についての報告です。目標が未達成の項目を中心に説明させていただきます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行です。令和5年度末までの地域生活移行者数について、目標値を15人としているところですが、令和4年度末時点での実績は2人とどまっています。地域生活への移行を促進するため、グループホーム等の住まいの場を確保するなど、障害者とその家族を支える基盤整備を進めていく必要があります。

続いて、(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実です。令和5年度末までに、区内に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保することを目標としていますが、現在は整備中となっています。詳細な整備状況については、後ほど別の議題にて説明いたします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等です。令和5年度中の福祉施設利用者の一般就労への移行者数を83人とする目標ですが、令和4年度は69人となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年は減少傾向にありましたが、令和4年度は前年度に比べて増加しております。引き続き、就労移行支援事業、就労継続支援事業を実施誘導し、一般就労への移行を支援していきます。

続いて、87ページ、(5) 障害児支援の提供体制の整備等です。令和5年度末までに設置する、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数ですが、いずれも目標値を達成できておりません。事業者に対する開設準備経費の補助事業を実施するなど、積極的な誘致を行っているところですが、重症心身障害児を預かる施設は人件費がかさむなど、運営面の課題もあることから、なかなか事業所が増えていない状況です。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターですが、こちらも未配置となっております。北区では、令和6年度から配置できるように、検討を進めているところです。

資料6についての説明は以上となります。

続いて、資料7をご覧ください。こちらは、第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画において、各サービスの利用者数や、利用日数、時間数等の利用量の見込みを推計したものでございます。令和4年度の実績について、ポイントを絞って説明させていただきます。

89ページの、1の「障害福祉サービス」、(2) 日中活動サービスですが、おおむね数値は横ばいとなっています。このうち、生活介護について、令和5年4月に「第二あゆみ福祉センター」が開設しました。また、「たいよう事業所」についても、令和5年4月より、就労継続支援B型から、生活介護機能を有する多機能型施設への転換を図っております。

続いて90ページ、(3) 居住系サービスです。こちら、共同生活援助（グループ

	ホーム) というところですが、利用者が増加傾向にあります。令和4年度は、区内8か所でグループホームが開設しました。住み慣れた地域での生活の場を確保するため、引き続きグループホームの整備誘導に努めてまいります。 93ページまでお進みください。3の「障害のある子どもに対するサービス」ですが、児童発達支援、それから放課後等デイサービス、いずれも増加傾向にあります。令和4年度は、児童発達支援事業所が3か所、放課後等デイサービス事業所が1か所、新たに開設しました。今後も、北区における年少人口は増加が見込まれているため、サービス需要の増大に対応できるよう、事業所の整備誘導に取り組んでまいります。資料7についての説明は以上です。
会長	ありがとうございました。今のご説明を受けてご質問、ご意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	精神障害の地域包括ケアシステムの中でのピアサポート活動は、当事者の方にも入っていただいて、それぞれの方からどんなことをしていきたいかということ踏まえて、活動の計画を作成したということで、検討を行っているところでございます。他の区でやっていることも参考にしながら、北区でいいものを立ち上げていけるといいなということで進めています。以上です。
会長	ありがとうございました。他区にも関わっておられる先生ですので、ぜひ北区が一番になるように、ご協力、ご指導いただければと思います。 ほかの皆さん、いかがでしょうか。どうぞ。
委員	先ほどから、緊急一時保護が話題に上がっていましたが、もう一つ、住まいもなかなか大変なんじゃないかなと。実際に、地域生活移行者が目標値15人に対して令和4年度は2人だったということもありますし、住まいと場の確保、いわゆる一般の住宅で暮らすということとか、地域生活移行というのは、一般の住宅で暮らすことだけではなくて、グループホーム等も入るのかなと思いますけれども。その辺りも特に一般の住宅での受入というのを、どのように強化していくのかという辺りが、かなり大きな課題になってきているので。区としては住宅課のほうでやっている居住支援協議会というのがありますけれども、居住支援協議会との関わり方ですとかがかなり重要になってきているんじゃないかなというふうに思いますので、その辺りについてはどのようにお考えなのか。障害サイドから、特に「にも包括」という話もありましたけれども、精神障害のある方々、そのほかの障害、様々な障害者の方々が地域生活できるようにするためのサポート体制と受入住宅というものの、あるいは受け入れる場所ということがかなり大事になってくるのかなと思いますので、この辺りについて、今どういう方向に向かっていて、現状どうなのかということについてのご説明をいただけるとありがたいと思います。

会長	住宅課との連携もどうなのかということですね。事務局、お願いします。
事務局	居住支援協議会相談連絡会というのがありまして、障害福祉課も出席をさせていただいております。この居住支援協議会に関連した取組の中で、居住支援法人が、障害者も含めた住宅確保要配慮者、要介助者といった方に対して、例えばアパートを借りる際の支援をしていただくとか、そういった取組がございます。先日も視覚障害の方がいらっしゃって、視覚障害の方に対応できる居住支援法人の連絡先を1件ご紹介したところでございます。ですので、障害のある方が民間住宅を借りるに当たっての困難な事例などについても、相談連絡会の中で、こういった経験がありましたというようなことは報告をさせていただいて、議論を行っているところでございます。今後については、障害福祉課と居住支援法人の方とでコンタクトを取れないかというところを検討しております。
会長	どうぞ。
委員	居住支援法人が、やはり足りないというふうに私は感じています。北区に関わりを持つ居住支援法人があまりないというか、大きいところしかない気がしますので。例えば、特に障害のある方々を支援する居住支援法人を育成するというようなお考えはないかなと。それから、自立支援協議会としても、居住支援法人の育成などに携わる、あるいは、関わる必要があるんじゃないかなと感じているものですから、その辺りについてはどういうふうに考えればいいかなと思っております。
会長	事務局、いかがですか。
事務局	居住支援法人の育成といったところに関しましては、障害福祉課の守備範囲の範疇を超えてしまうのかなというような感じがしてございますが、まずは自立支援協議会でそういったご意見をいただいたということは、相談連絡会の場合でも述べさせていただきたいと思ひますし、ほかの区でこういった取組をしているのかというようなところは伺っていききたいというように思ひます。
会長	よろしいですか。どうぞ。
委員	ご説明ありがとうございました。精神障害者の方のピアサポーターを養成していくということで、大変期待しております。ご家族、また当事者があまり認めていない場合などは医療とかにも結びつかず、お困りのご家族からのご相談なども受けまひますので、本当に、当事者の皆さんがこれから生活していく上で、皆様が今後安心していただけるような、そういったものができていくといいなと思ひしております。 昨年度、グループホームが8か所できたり、あるいは放課後デイだったり、児童発達支援事業所が幾つかできたりというようなことで、今後も整備していきたいというお話でした。例えば、よく相談を受けるのは、発達障害のお子さんのことの相談なんかも受けるんですけども、就学前のお子さんは、子ども家庭支援センター

	で療育を受けていくんですけど、小学校に上がる時は、それから障害福祉課になるというところで、その連携がどのようになっているのか。子ども家庭支援センターでは、本当によく面倒を見てもらったんだけど、その後の学校に上がった後の手続等がよく分からない。どうやって事業所を探したらいいのか、相談事業所からまず探すんだとか、そういったことも分からない、手帳はどうしたらいいのか分からない、というようなことを、何人が保護者から聞いているので、そういったところの連携をうまくやっていただきたいなということと。 あと、学校に上がってからの療育を行う、ソーシャルスキルトレーニングを行う事業所とか、放課後等デイの整備誘導というのはどのように考えているのか。やっぱりそれも区内大変少ないということを聞いておりますので、それらを考えているのかということ。 それから、昨年、こういう放課後デイ、また障害者グループホームができたというようなことの広報というのが、当事者があまり知らなかったり、ホームページを探せば出てくるのかもしれないんですけど、北区にどういうグループホームがあるのか、どういう放課後デイがあるのか、またこういうのができたんだよというのが、何かうまく知らせられないのかなと。北区ニュースとかではもちろん見たことがないんですけど、当事者の方たちはホームページを探すのも難しいかもしれないけど、せめてホームページですぐに分かるようなところだったり、そういった周知をしていただけるとありがたいんですけど、その辺はいかがでしょうかということをお聞きしたいです。
会長	事務局、いかがでしょう。
事務局	1点目に関しましては、障害福祉課のほうは障害福祉サービスというところで関わっております。相談支援事業者につながっている方に関しては、相談支援事業者のほうから、こういったサービスがあるとか、手帳の取得のことにしてもいろいろと情報提供などがあるというふうに思っておりますけれども、必ずしも相談支援事業者につながっていない方も複数いらっしゃるということも伺っておりますので、そういった情報の周知というものは課題であると認識しております。 それから2点目の児童発達支援事業所、それから放課後等デイサービス事業所の施設の整備状況といったご質問だったかと思っておりますけれども、事業所数はそれぞれ最近立ち上がっているというようなところもあって、一定数を満たしているというふうに思っておりますけれども、ただ、それを超えるような形で利用されている方が大変増えているというふうに認識しておりますので、その辺りは何かちょっと有効な手だてがないかというようなところは今検討しているところでございます。 それから、新しく施設ができたときの広報といったことに関しましては、これも

	相談支援事業者につながっていれば、そういったところから適切にご案内されているんだろうなというふうに期待しているところなんですけれども、さすがに北区ニュースで挙げたりということはできないですが、区が基幹相談支援センターに委託して作っている冊子などに、こういった施設がありますというようなところとかは掲載しておりますし、ホームページにも掲載しているところでございます。なかなか見づらいというようなご意見はたくさんいただきますので、少しでも見やすくなるように、表示の工夫はしていきたいというふうに思っております。以上です。
会長	自立支援協議会も地域の代表の方がいるわけですね。また同時に民生委員児童委員協議会の方もおられると。自立支援協議会の住民代表あるいは民協代表の方に、ぜひお力添えをいただいて、区一辺倒の広報、伝達だけじゃなくて、自立支援協議会に関わっている委員の関係者もぜひ地域で声をかけて、行政と施設、あるいは事業者と当事者をつなげていくというようなことで進めていければというふうに思います。皆さんも、ぜひ今後ともご協力いただければと思います。 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。
委員	今から大体20年ぐらい前の話なんですけど、私は統合失調症で、急性症状と呼ばれる幻聴や幻覚が聞こえるような症状が出ていたときがあったんですね。そういう状態のとき、行くところが多分、一時保護だと思うんですけど、当時はそういうところがなくて、夜遅かったために、友達がやってきて、友達が救急車を呼んで、救急車に乗るんですけども、行くところがないので発車しなかったんですね。救急車を下ろされて、翌日友達に連れられて、豊島区にある病院、デイケアに連れてってもらんですけど、そういう友達が多分ピアサポーターだと思うんですよ。だから、ぜひともピアサポーターというのを、予算を削ったりせずに、大勢つくってもらいたい。供給すべきところを供給して、こういうことはしちゃいけない、こういうことはしていいとか、ちゃんとやってもらいたいですね。じゃないと、親といたって、親は四六時中、いつも面倒を見られるわけじゃないし、もう私の両親は他界していますから、最後、相談するといったら、同じ障害を持った友達なんです。彼らがピアサポーターであればいいわけで、その点は知ってもらわないと、息苦しいというか。万が一のときに、一時保護といたって、どこへ連れていくか分からないとか。最近の話では、グループホームの入所者が、グループホームを閉鎖するので退去になると。その方も急性症状が出ていて、幻覚、幻聴がひどいわけですよ。それをどこかに連れていかなきゃいけない、新しい住まいを探さなきゃいけない。でも、結局、あのときはネット喫茶。ネット喫茶に連れていくんだけど、ネット喫茶へ行っても、治るわけじゃないので、その後、アパートへ来たけど、やっぱりそこでも急性症状が直らないわけですよ、やくざが出てくるとか、そういう

	ことを口走って。結局、入院するわけなんですけど、入院して退院したという話は全然聞かないんですけど。そんな精神障害者の扱いなんです。それをもうちょっと何とかしてもらいたいです。だから、急性症状がある人はやっぱりどこかで一時的に保護してもらえる施設が。施設といっても、私は共同連というNPO法人の団体に関わったことがあって、共同連は施設を反対しているんですね。なぜかという、津久井やまゆり園事件をご存じだと思いますけど、あの事件があるから、人間はそういう施設に閉じ込めておくべきじゃないんだという考えを持っているんですね。やっぱり鳥かごに鳥を閉じ込めておくんじゃないくて、水槽に魚を飼っておくんじゃないくて、鳥は空へ、魚は海へ、人は社会へと言っているわけなんですけど。それがどこまで通用するのか、私も分かりませんが、ただ、そういう考え方もあると。だから、この間、東京でソーシャルファームが実現したときも、ソーシャルファームが立ち上がる前まではものすごく、みんな期待するわけですよね。ソーシャルファームができれば、きっとすばらしい世界が開けてくるんだみたいな話が出てくるんだけど、実際にできしてみると、ものすごい問題だらけで、とても立ちいかないような状態になりつつあっていて、困るわけですよ。だから、施設に関しても、入所施設は確かに必要かもしれないし、期待する気持ちはあるとは思いますが、慎重にやったほうがいいと思います。できれば本当に当事者の声も反映していただけるといいと思います。確かに親御さんは大変だと思いますけど、子どもはやっぱり親に、あるときから反抗し始めて、自立していく過程でいろいろあると思うので、親御さんの意見と全く同じということはないと思うんですね、私の経験からするとね。だから、ぜひとも、いろんな方がいらっしゃると思いますけど、できる限り本人の意向も汲んであげて、何とかやってもらいたいです。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまのご意見、当事者からのご発言でしたけど、事務局、何かコメントいただければと思いますが、いかがですか。はい、どうぞ。
事務局	入所施設の整備につきましては、国、東京都の方針、施設から地域へという方針がある中で、ある意味、逆行しているようなところがあるのは認識しているところです。ただ、東京都の方針に関しては、都内の未設置地域において地域生活支援型入所施設というものに関しては整備してよろしいというようなこともっておりますので、そういった流れの中で北区も入所施設の整備を目指しているわけなんですけれども、今ご意見もありました、ご本人のご意見というところですか、あと当事者の声というようなところもしっかり聞かせていただいて、整備に当たってはそういったご意見を反映させていただきたいと思っております。以上です。
会長	そのほか、いかがですか。はい、どうぞ。

副会長	90ページの(3)居住系サービスの中に自立生活援助というところがあると思うんですけども、障害種別的にはどういう方が利用して、実際に暮らし始めていらっしゃるのか、実際のところ、まだまだ本当に数字が少ないのは、なかなか広まらない理由としては、北区内ではどんな感じにいるのかなというのを教えていただければと思ひまして、お願いしたいんですけども。
会長	事務局、いかがでしょうか。お願いします。
事務局	自立生活援助に関しては、平成30年度に新しくできた制度だったかと思ひます。区内では、自立生活援助をやっていらっしゃる事業者が1か所しかないというようなことですか、あと制度の認知度がやっぱり低いのではないかなというところ、実績に結びついていないのかなというふうに感じているところです。 実際にどんな方が利用されているのかみたいなのは、本日は精神障害の関係の方もたくさんいらっしゃるの、もしよろしければ、どなたかにお伺いできるとよろしいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
会長	逆質問でありますけど、どうぞ。
委員	ふだんはコンティヌオという計画相談支援事業所のほうで働いているんですが、自立生活援助というのは私どもの事業所で受けているだけなんじゃないかと思ひます。飛鳥会は精神障害のある方の支援をずっとやってきた団体で、その計画相談ということで考えていただければ、どういう方が利用されたのかというのは、何となく、慮っていただければいいのかなと思ひますけど。
会長	いかがですか。
副会長	はい、ありがとうございます。まだまだ僕のところも知識不足、努力不足なので、事業所が1か所ということで、その中にも入っていけるように頑張っていきたいなと思うので。何か広報的なチラシとかは今のところない状態なんでしょうか。どこか窓口があって、教えていただけるような感じなんでしょうか。
会長	いかがですか。
委員	自立生活援助を広めていきましょうという窓口とかは、ちょっとすみません、僕も勉強不足で分からないんですけど。
会長	はい、どうぞ。
副会長	自分もちょっと勉強不足なので、その辺、自分たちも努力していければと思うので。どうもありがとうございます。
会長	この件については自立支援協議会の課題の一つとして、今後も考えていきたいと思ひます。皆さん、ご協力よろしくお願いします。 大分時間もたっています。また何かありましたら、最後まで結構です。とりあえず次の議題のほうに進めさせていただきたいと思ひます。今の意見交換との関

	連もあるので。議事の３番目、第７期北区障害福祉計画・第３期北区障害児福祉計画の策定についてということで、ご説明を事務局お願いします。
（３）第７期北区障害福祉計画・第３期北区障害児福祉計画の策定について	
事務局	それでは、資料８、資料９の第７期北区障害福祉計画・第３期北区障害児福祉計画の策定について、説明させていただきます。 まず、資料８の計画策定について、ご説明させていただきます。１番、要旨の下の表をご覧ください。障害者計画２０２１は、令和３年度から令和８年度までの６年間の計画となっていますが、第６期北区障害福祉計画・第２期障害児福祉計画は令和３年度から令和５年度までの３年間の計画となっています。このたび、こちらの計画期間が終了することに伴いまして、令和６年度から令和８年度までを計画期間とする第７期北区障害福祉計画・第３期北区障害児福祉計画を策定します。２番の計画の策定体制ですが、検討組織は北区自立支援協議会及び専門部会、また庁内組織の北区障害者計画等検討委員会としています。３、経過と今後の予定です。自立支援協議会や専門部会において、今後検討を開始するところですが、１１月の健康福祉委員会で中間のまとめを報告し、１２月にパブリックコメントを実施します。その後、最終案を取りまとめて、３月の健康福祉委員会で報告、意見聴取を行い、策定という予定になっています。資料８についての説明は以上です。 続いて、９５ページの資料９をご覧ください。１の（１）計画の位置づけです。障害福祉計画、それから障害児福祉計画は障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、必要なサービス量の見込み及びその確保策を定める計画です。策定に当たっては、国が示す基本指針を踏まえる必要があります。基本指針について、本日はポイントを絞って説明させていただきますが、詳細については参考資料５を配付しておりますので、そちらを後ほどご確認くださいと思います。（３）基本指針見直しの主な事項です。入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援というところで、重度障害者等への支援や地域生活支援拠点等の整備の努力義務化を踏まえた活動指標の設定が求められているところです。続いて９６ページ、（４）成果目標です。こちらは計画期間が終了する令和８年度までの目標として、大きく七つの目標を設定する必要があります。今回新たに設定が必要となるものは、③地域生活支援の充実、こちらの２点目、強度行動障害者のニーズ把握及び支援体制の整備。それから、④福祉施設から一般就労への移行等の２点目、一般就労への移行者が５割以上の就労移行支援事業所を５割以上とすること。それから、⑥相談支援体制の充実・強化等の２点目、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等となります。続きまして、９７ページ、２番、障害者・障害児人口の状況です。 （１）身体障害者手帳所持者数の推移、こちらはおおむね横ばいとなっております。

(2) 愛の手帳、それから次のページの(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数、(4)難病患者数の推移は、いずれもおおむね増加傾向となっております。特に、(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数については、平成29年度末と比べますと、令和4年度末までの5年間で40%以上増加となっております。3の障害者施策に関する動向は、令和3年度以降の法改正等の状況となっております。令和3年9月には医療的ケア児支援法が、令和4年5月には障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。また、令和6年4月には障害者総合支援法、児童福祉法、それから障害者差別解消法の改正が施行される予定となっております。続きまして、99ページ、4番の北区の現状と課題です。北区障害者計画2021に掲げる六つの重点施策について、現状及び課題をまとめました。(1)相談支援の充実ですが、北区では障害福祉課の二つの相談係、基幹相談支援センター、支援センターきらきら、滝野川地域障害者相談支援センターの5か所において、総合相談・専門相談を実施しております。複雑・多様化するニーズに的確に対応していくため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図る必要があります。(2)障害福祉サービス等の充実と質の向上について、増加傾向にある障害者・障害児に対し、個々のニーズや実態に応じた適切な支援が行えるよう、サービスの量的・質的な充実を図っていく必要があります。(3)障害のある子どもへの支援の充実については、今後もサービス需要の増大が見込まれる障害児通所支援等のサービスの提供体制の充実に取り組むほか、医療的ケア児支援法や児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、医療的ケア児等への支援体制の強化や児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を構築していく必要があると認識しています。

(4)障害のある人の就労の拡大です。こちらは障害者総合支援法の改正により、就労選択支援が新たに創設されるなど、よりきめ細かな支援を提供することが求められています。北区においても、就労支援センター北をはじめ、関係機関と連携しながら、引き続き就労促進、就労定着に取り組んでまいります。(5)地域におけるサービス提供体制の整備については、引き続き「親なき後」を見据えた支援や、緊急時の受入対応等の充実に向け、地域生活支援拠点等の整備を着実に進めていく必要があります。(6)こころのバリアフリーの推進です。北区では、令和2年4月に「東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例」を施行し、全ての区民が障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指しています。引き続き、障害への理解促進と差別の解消に向けて取り組んでいくほか、円滑なコミュニケーションを図るための取組を推進してまいります。資料9についての説明は以上になります。

会長	はい、ありがとうございました。今のご説明で何かお気づきのこと、あるいは追加でご説明いただきたいことがあればお願いしたいと思います。はい、どうぞ。
委員	９５ページの四角の中ですが、先ほどの報告にもありましたように、グループホームが８か所できたとはいえ、知的障害者の方、それから精神障害者の方のためのグループホームばかりでした。重度障害者向けのグループホームというのはなかなかできないというのが実際のところですよ。そこで、私どもも要望してまいりましたが、重度障害者向けのグループホームを、数値目標を定めて、これから推進していただきたいというふうをお願いしてまいりましたが、今回、見込量を具体的に示すというふうにごここに書かれておりましたので、これはよいニュースだなと思っております。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。なかなか重度障害者のための施設等は、設置費用とか運営費用が非常にほかのものよりもかかるというのが実際のところでございますので、なかなか設置が進まない。そういうところで、手を挙げてくださる事業者も少ないというのが実際のところのようです。ですから、そういう設置が進むためには、区の方のお力添えもないとなかなか進まないのかなと思っておりますので、ぜひ目標を掲げて推進していただければと思います。よろしくお願いいたします。
会長	事務局、コメントありますか。お願いします。
事務局	障害者グループホームに関しましては、国の指針に基づきまして、これまではグループホーム全体の見込み量だったものを、重度障害の方に関しての必要量、今までの実績、必要量の見込みということを別に管理していくような、そういった方針となっておりますので、北区としても、それに沿った形でやっていく方向になるかなと思います。具体的には、また次回の自立支援協議会のときにお示しさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
会長	そのほか、いかがですか。はい、どうぞ。
委員	９８ページの（３）、精神障害の方がだんだん増えているというご説明をいただいた点で、医療現場にいる者として、ぜひ北区の取組にしていっていただきたいことがあります。 一つは、精神障害の方の高齢化が進んでいることを実感しております。先ほどの報告で、精神病院で北区民の実態調査もなさっているとのことでしたが、北区の中では、実は内科が診られる精神科の病院が大変少なく、大きな総合病院もみんな、精神科の方は入院できないというふうにお断りされて、数少ないところでしか、内科的なところを診ていただけない医療実態になっています。ですから、精神障害の方が北区で年齢を重ねたときに、いろんな内科的な管理を、北区の中で暮らしながら安心して受けられるというのが大変重要だなと思っています。実は、精神科の先

	生たちは北区医師会に所属されていなくて、医師会の中の活動とか地域の仕組みづくりとちょっと離れているような印象を持っておりまして、なかなか連携が難しいと、訪問看護の立場でも感じているところです。今後も精神障害の方が安心して、身近な自分の家で医療にかかれる、そういったところの医療整備も、北区の中で年齢がいても精神障害の方が安心して暮らせるまちづくりにつながるのではないかと思います。北区からどういうふうに発信したら医療の方々の協力を得られるのか、ちょっと分かりませんが、そういった現状があるというところをご報告したいなと思っています。 もう一つが、今度は反対に児童精神で、発達障害とか、登校できないお子さんたちがどんどん増えていまして、当ステーションでも11名が、ひきこもりだったり、中学校に行けなかったりで、訪問看護を受けておられますが、子どもの精神疾患に対応して下さる医療が北区の中にはまだまだなくて、遠いところにお母さんが連れて行って、学校の先生と四苦八苦しているという実態も徐々に増えておりまして、北区の中で専門的な医療も受けられるような体制が大変重要かなと思っているところです。
会長	今日は医師会の松田先生が見えませんので、事務局のほうでどこまでコメントいただけるか分かりませんが、何かお気づきの点とか方針とかありましたら、事務局でお願いしたいと思いますが、いかがですか。
事務局	精神障害のある方が高齢化していくところで、内科も診られる医療機関があればというお話でした。私どものできるところで、北区から発信というところはなかなか難しいかなと思うんですが、ただ、まさに当課で取り組んでいる精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場におきましては、近隣の医療機関の方に参加していただいておりますので、自立支援協議会でこういった議論があったということはしっかりお伝えしたいと思っています。以上です。
会長	よろしいですか。ありがとうございました。 それでは、議事（４）地域生活支援拠点等の整備状況についてということで、ご説明を事務局にお願いします。
（４）地域生活支援拠点等の整備状況について	
事務局	それでは、資料１０、地域生活支援拠点等の整備状況についてでございます。 まず、一番上、「地域生活支援拠点等とは」でございますが、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことを言いますけれども、居住支援のための機能といたしまして、①から⑤の機能が柱となっております。この五つの機能については、後ほど説明させていただきます。 二つ目の拠点等の整備が求められる背景といたしましては、二つ目の点、家族の

高齢化に伴い、「親なき後」の生活支援体制の確保が課題となっているですとか、その次の点、緊急時の受入先の確保が困難であり、拡充が必要であるというふうに記載させていただいております。

その下の3番、拠点等の整備状況でございます。現行の第6期北区障害福祉計画におきまして、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を確保することを目標として掲げてございます。

(2) 整備の手法でございます。北区では、地域生活支援拠点等を略して拠点等と略称させていただきますけれども、拠点等の五つの機能を柱としまして、地域の様々な社会資源を有効に活用しながら、区と複数の事業所・機関が分担して機能を担う、面的な体制整備の手法による整備を目指しているところでございます。

次に、(3) 整備の状況でございます。令和3年3月に、拠点等の機能を担う事業所といたしまして、重度障害者グループホーム「ららたきのがわ」が開設いたしまして、面的な体制整備を開始したところでございますけれども、続いて令和4年度、飛鳥晴山苑が、緊急時の受入れや体験宿泊をご提供するための居室を新たに整備いたしまして、拠点等の機能を担っていただいている状況です。

4番、拠点等に求められる機能につきまして、表に整理しているところでございます。①相談の機能につきましては、緊急事態等に必要なサービスの相談支援やコーディネートとなってございまして、特に平日夜間、それから土日の相談対応といったところと、②緊急時の受入れ・対応の機能である短期入所を活用した緊急一時保護事業、こちらへのコーディネートが課題であるというふうに認識してございます。③体験の機会・場といたしまして、短期入所居室を活用して、地域移行に向けた体験宿泊、親元からの自立のための体験宿泊を実施する機能、これが飛鳥晴山苑に担っていただいているものでございます。④専門的人材の確保・養成、それから⑤地域の体制づくりについては、お示しのとおりでございます。

5番、拠点等の機能を担う事業所につきましては、今ご説明しました「ららたきのがわ」、それから晴山苑を表に整理してございます。

6番の今後の予定でございます。緊急時を想定した体制の整備を中心といたしまして、五つの機能の視点で不十分な機能について、自立支援協議会や専門部会において検討してまいりたいと思っております。特に課題となっております平日夜間と土日における緊急時の相談機能、それから緊急一時保護事業へのコーディネートにつきましては、今後、相談支援機能強化型体制加算、こちらの加算がされている事業所の取組を新たにモニタリングしてまいりたいというふうに考えてございます。こちらは※の注意書きにございますとおり、この加算が認められている事業所については、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対

	応する体制を確保していることから、この事業所の取組を検証させていただきまして、24時間相談のニーズと課題を見極めてまいりたいと考えてございます。 7番の他区の整備状況につきましては、令和4年度末時点で17区が整備済み、北区を含めまして6区が未整備の状況でございます。説明は以上でございます。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見等あればお伺いしたいと思いますけれども。はい、どうぞ。
委員	107ページの5番の「ららたきのがわ」と晴山苑さんと緊急時の受入対応と体験の機会をやられていると思うんですが、実際の数字というのは出せますでしょうか。
会長	事務局、いかがでしょうか。
事務局	緊急時の受入対応については、すぐ数字は出てこないんですけど、年間を通じて「ららたきのがわ」と晴山苑については緊急一時保護事業ということで、その機能を担っていただいているところです。体験の機会の場については、今年の1月に自立支援協議会をやったときに、晴山苑さんから、お話をたしか伺ったところなんですけれども、その後の進捗状況については特にお伺いしていないところです。そのときに私が伺ったお話の中では、居室は整備されたんですけども、なかなか保護者自身がそういった体験の機会をさせたいんだけど、そこへ行かせることによってすごく興奮してしまって、あとの生活に影響が出てしまうというようなこともあって、なかなか二の足を踏んでいるというようなお話が出たというふうに記憶しております。その後の状況については確認していない状況です。以上です。
会長	はい、どうぞ。
委員	当法人では体験の機会のご提供と緊急一時保護事業の役割を担っています。緊急の受入れに関しましては、本年度に入って約6名の方を受け入れております。平等性を保つために障害福祉課と密に連携を取りながら、受入れの対応はさせていただいています。医療的ケアが24時間体制で必要である場合ですとか、そういう受入れが困難な場合を除けば、基本的にはお断りすることなく受入れを行っています。体験の機会の場のご提供につきましては、4月からの実績としては1名で、今後利用調整中の方が3名ほどいらっしゃるんですけども、基本的に短期入所の支給が出ている方を対象に受入れをしているのですが、支給が出ていない方は実費という形になってしまうんですが、受入れをすることは可能です。ただ、実費ですとお金がかかってしまうということもありまして、もし地域生活支援拠点事業として、要件を緩和した短期入所、体験専用の短期入所の支給を出していただける仕組みがあれば、例えば発達障害の方だったり、短期入所の支給の対象になりづらい方も体験の場として利用しやすくなるのではないかと考えはあります。以上です。

会長	現実的なご説明でした。どうぞ。
委員	「らららたきのがわ」さんは、医療的ケアとか強度行動障害の方の短期入所も受け入れるんですよね。地域生活支援拠点とグループホーム、それからショートステイの事業所全体を見て、入所施設と関わってくる様態かなと思うので、現状としてできている施設がどれだけ機能をきちんと果たせるかというのは、ちょっと知りたいなと思うんですが。実際に「らららたきのがわ」さんで、どのレベルの緊急一時保護の方を受け入れているかということもちょっと知りたいです。
会長	いかがですか。事務局、お願いします。
事務局	「らららたきのがわ」に関しましては、今年の春にお話を伺ったときには、人手が足りていないといったような事情もあって、医療的ケアへの対応もなかなかできていないというふうなお話を伺ったところなんですけれども、ただ、事業所として、福祉職の職員の方が喀たん吸引の研修などをして、そういった医療的ケアの方への対応ができるような整備はしていきたいというふうなお話も伺っているところです。その後の状況については確認できていないところなので、その辺りは後で確認したいというふうに思っています。
会長	よろしいですか。もう少し調べて、またご報告だと思うんですけど。
委員	結構期待していた施設でもありまして、医ケアの人を受けてくれるという約束で始めたんじゃないのかなというので、人手不足と言われてもな、という感想です。
会長	事務局、いかがですか。
事務局	私どもも、そういうふうに思っているところも実はあるというか。なので、その辺りは今の進捗状況のところですか、対応できる医療的ケア、例えば人工呼吸器は対応できないけれども、それ以外、これとこれは確実に対応できるというところ、しっかり確認していきたいと思います。その結果については、改めてまた報告させていただければと思います。
委員	よろしくお願いします。
会長	よろしいですか。
委員	今のお話のところと関連することで、精神障害の方に対応可能な緊急受入れの場所だったり、体験の機会が今までなかったということで、精神に障害のある方々の今後のご支援というところで、すごく期待させていただいている施設でもあります。精神障害の方々が地域生活に移行する場合、やはり入院期間が1年以上という長期の方が非常に多いです。そういった方々が、自分が生まれ育った、入院前に暮らしていた北区に帰ってきたいという場合、北区で、この地域で体験、地域生活を練習する、そういった場がないんですね。どうしてもほかの施設とかを借りるとなると、長い入院生活をしていながら、また全然、土地勘のないところの施設まで行

	き来したり、周辺環境に慣れたり、学び、そこでいろいろ体験してみて自信がついても、実際に住むところはまた全然別のところになるので、そういった意味でも体験の場が地元にあるということは非常に大切なことだというふうに思います。緊急時の受入れについても、ものすごく具合が悪くて医療が必要な場合には、施設で福祉的な支援というのは難しいかもしれませんが、必ずしも緊急時の受入れを希望、必要とされる方は具合が悪いわけではないので、そういった方々が入院という選択肢を使わずに済むように、地域でそういった施設を利用できるといいなというふうに思っています。以上です。
会長	ありがとうございました。お時間がかかなり迫っていますので、最後の議題、連絡事項ですか、今後の予定ということで、事務局のほうからお願いします。
(5) 連絡事項	
事務局	事務局のほうから、連絡事項を5点、連絡させていただければと思います。 まず一つ目、今後の予定でございます。本日は第1回でしたが、第2回の自立支援協議会につきましては、今年の10月頃を予定してございます。各専門部会などの検討を踏まえまして、計画の素案について、ご報告できればと思っております。開催の時期につきましては、改めて事務局から通知させていただきますので、よろしく願いいたします。 連絡事項の2点目、謝礼金のお支払いについてでございます。本日の謝礼金につきましては8月の中旬以降、ご指定の口座にお振込みの予定でございます。新任委員の方、または振込先を変更される方、口座振替依頼書をまだ提出されていない方につきましては、お早めに事務局までご提出をお願いできればと思います。 それから3点目、計画の冊子の配布についてでございます。現行の「北区障害者計画」につきましては、ホームページにも掲載しておりますけれども、冊子をご希望の方は、本日ご用意しておりますので、事務局のほうまでお申出いただければと思います。 それから4点目、「令和4年度 東京都内の自立支援協議会の動向」についてということで、東京都心身障害者福祉センターより、都内の自立支援協議会の動向をまとめた冊子の配布がございました。部数に限りがございますけれども、お帰りの際に、ご希望の方がいらっしゃいましたら、事務局までお申出いただければ対応させていただきます。 それから最後に、チラシを本日、配付させていただいています。東京都自立支援協議会「地域自立支援協議会交流会」というチラシでございます。こちらは、東京都自立支援協議会によります「地域自立支援協議会交流会」が、来月8月28日月曜日の午後、茗荷谷の東京都の施設で開催されます。テーマは、「当事者の参画によ

	る地域移行・地域生活支援の取り組みの意義」につきまして、都内のほかの自治体の自立支援協議会の方とグループ討議などを行っていただくことになっております。本日まで出席いただいている方の中でご希望いただける方は、本日のお帰りの場でも、今週の14日の金曜日まででも構いませんので、私どものほうまでお申込みいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございます。ただいまの事務局からの連絡事項の最後、チラシがありますけど、地域自立支援協議会の交流会ですが、私も以前に何回か参加しましたが、他区の取組状況がよく分かりますので、真夏の中で、あまりご無理は言えないんですけど、ご都合のつく方はぜひご参加されると、他区との比較、情報収集になるかと思っておりますので、ご参考に、ぜひしていただければと思います。
4 閉会	
会長	以上、全体を通じて、この段階で確認しておきたいことがありましたらお伺いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。予定どおり、議事は全部終わりましたけれども、いかがですか。よろしいですか。 それでは副会長に、全体を通じて、何かコメントをいただければ。
副会長	毎回言わせていただいておりますけど、この北区で生まれ育って、いろいろ思い出しながら、生活させていただいています。ただ自分の場合も本当に今日のお話の中のどれも大体関係するようなことばかりなので、医療的ケア児に関する制度ができて、法律ができて、そのときに北区の場合には児だけでなく者も入れていただいて、人工呼吸器を使い、なおかつ医療的ケアが必要な者としては本当にありがたいなと思っています。まだまだ、いろいろ、多種多様な障害が出てきて、障害福祉課の方々、アイデア、企画、実行していくのはなかなか大変な世界かなと思うので、自分もそういう者の一人としてはいろいろとお話しさせていただいて、ご検討いただければいいなと思います。新しい制度、さっきお話を聞かせていただいた自立生活援助だけでなく、ピアサポート事業というものもまだまだこれから勉強して、障害福祉課の皆さんに教えていただきながら、そういうものを使わせていただければと思っている次第なんです。コロナ禍で仲間が大分亡くなってしまって、ついこの間も、同じく働いている者がちょっと倒れてしまって、事業所のほうから離れてしまって、今はご実家の近くに入院されているんですけども、やっとコロナが落ち着いて、いろんなことができるかなと思いながら、自分も体力が大分なくなってしまうと、20歳までしか生きられないと言われていたのが、今月31日で55歳になります。引き続き55、ゴーゴーという形で、このまま活動やお仕事のほうを続けさせていただこうかななんて思っています。仲間が大分減ってしまったので、その分、自分の事業所内での立場が変わってしまって、いろんなことを進め

	られないですけれども、相談支援あるいは医療的ケアに関すること、あるいは自分たちの生活、部会の名前のとおりで、全て自分に関係することでもあるし。あとは、自分たちの立場で防災というところで、荒川流域防災住民ネットワーク実行委員会などに参加させていただいて。さっき会長からもお話のあった福祉防災というところでは勉強してばかりで、その中で多種多様な、いろんな人たちの中に自分たちの意見を入れていくのは大変だなと思いながら、踏ん張りどころかなと思って、今進めている最中です。福祉計画の中で、障害防災というところでは障害福祉課と防災課でも連携して、計画の中に入れられそうだったら、何か考えていただければと。福祉避難所のほうも、進めるのはなかなか大変だと思いますけれども、今後とも皆さんのお知恵とお力をお借りして北区で生きていきたいと思いますので、ぜひ皆さん、よろしくお願いします。今日はありがとうございました。
会長	はい、ありがとうございました。地域福祉と地域防災をプラスした防災福祉コミュニティづくりが提案されていますけど、その関連で、今日は地域福祉課長もおいでですので、全体を通じて、一言、二言、お話しいただければありがたいんですが、いかがでしょう。
委員	昨年12月に、北区においては大規模水害避難行動支援計画というのを策定させていただきました。私ども地域福祉課のほうでは、その計画に基づきまして、今年度から個別避難計画という、要支援者お一人お一人の計画をつくる、そういった作業をさせていただいております。ようやく、この7月ぐらいから、要支援者の方のお宅を訪問しまして、ヒアリングしながら計画作成を始めたところです。先日の議会の委員会の中でも報告させていただきましたけれども、今回は153名の方を、今年度中に何とか作っていこうというようなことで、人数的にもお示しさせていただきました。その中には要介護の方、あるいは障害支援区分の高い方、そういった方もいらっしゃるということでございます。こういった方々の個別避難計画を着実に作るということで、先生がおっしゃっている福祉防災といったところにも寄与していきたいなというふうに思っておりますし、なかなか全ての方の個別避難計画を作るのは難しい状況だということは皆様にもご理解いただきながら、ただ大規模水害の際には、なるべく事前避難、早めの事前避難を皆さんに心がけていただきまして、私どもの作成する個別避難計画、あるいはご家族等で支援される方がいらっしゃる場合にはマイタイムライン、こういったものを活用しまして、事前の避難を心がけていただけたらというふうに考えてございます。以上でございます。
会長	はい、ありがとうございました。 それでは最後の最後ということで、福祉部長がお見えですので、今日の協議会の印象など、次期計画策定にも入るものですから、一言お願いできればと思います。

委員	本日はお忙しい中、また大変暑い中、協議会のほうにご出席、そして様々なご意見、ご提言をいただきましてありがとうございました。 今年度は、議題にもありましたけれども、令和6年度からの第7期北区障害者福祉計画ですとか第3期北区障害児福祉計画、こういったものの策定を進める、非常に重要な年になってございます。本日はこれまでの取組の実績ですとか今後の活動予定などを踏まえて意見交換を行っていただいたということになりますけれども、計画策定に向けて、つまりよりよい北区の障害者福祉を実現していくための方策というのはこれから本格化していくことになるんだろうと、このように思っております。計画策定のベースになるのは、参考資料にありましたけど、国の基本指針、これに基づくわけですが、こちらのほうは大きな方針転換はなかったようだけれども、障害者福祉を取り巻く現状を踏まえた見直しですとか計画期間中の新たな成果目標、こういったものが示されてございます。私どもも国の指針、また区の実情なども見ながらの議論、こういったものが非常に大事なと認識してございます。それから先月末に閉会した第2回定例会、こちらでは山田新区長から様々なメッセージを出させていただきましたが、そこには障害者福祉に関すること含まれてございます。区長が掲げた150の政策というものがございましてけれども、その中には障害者との共生社会の実現といったことがございます。また、就労支援を含めた居場所づくりですとか、ご家族を支えるためのレスパイト支援の強化の検討、こういったことも入っています。また、今回、協議会の冒頭でいろいろご意見をいただきましたけれども、入所施設の整備に向けた本格的な検討の開始、このようなものが含まれてございます。こういったものが国の基本指針に含まれている、あるいは大いに関係することとっております。各施策の実現には様々、土地がないとか言うては駄目ですよといった意見もありましたけれども、様々な課題があるのが現実でございまして、一朝一夕というわけにはいかないと思っておりますけれども、区としましては山田新区長の下、今後も障害者福祉の向上に取り組んでいく考えでございまして。今お集まりの皆様のご意見をいただいくというのが非常に大事だと思っておりますので、引き続き、皆様にはご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございました。それでは長時間にわたり、予定より10分ほどオーバーしてしまいましたが、これで終わりたいと思います。最後に介助された方、それから手話通訳の方、傍聴の方、本当にお忙しい中、暑い中、長時間にわたりお付き合いいただいて本当にありがとうございました。それでは今日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

以上